

第40期中間決算公告

青森市勝田一丁目3番1号
株式会社みちのく銀行
取締役頭取 杉本 康雄

中間貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	82,048	預 金	1,829,259
コールローン	132,856	借 用 金	8,100
買入金銭債権	4,650	外 国 為 替	12
商品有価証券	201	社 債	15,000
金銭の信託	19,831	そ の 他 負 債	9,842
有 価 証 券	448,111	未 払 法 人 税 等	93
貸 出 金	1,229,167	リ ー ス 債 務	1,024
外 国 為 替	694	資 産 除 去 債 務	321
そ の 他 資 産	7,379	そ の 他 の 負 債	8,403
有形固定資産	13,550	賞 与 引 当 金	921
無形固定資産	2,664	退 職 給 付 引 当 金	8,768
繰延税金資産	13,392	睡眠預金払戻損失引当金	574
支払承諾見返	10,298	偶 発 損 失 引 当 金	212
貸倒引当金	△ 17,210	再評価に係る繰延税金負債	824
		支 払 承 諾	10,298
		負債の部合計	1,883,814
		(純資産の部)	
		資 本 金	34,167
		資 本 剰 余 金	29,771
		資 本 準 備 金	19,167
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,603
		利 益 剰 余 金	5,311
		利 益 準 備 金	351
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,960
		繰越利益剰余金	4,960
		自 己 株 式	△ 2,700
		株主資本合計	66,550
		その他有価証券評価差額金	△ 2,641
		繰延ヘッジ損益	△ 430
		土地再評価差額金	272
		評価・換算差額等合計	△ 2,798
		新 株 予 約 権	70
		純資産の部合計	63,822
資産の部合計	1,947,637	負債及び純資産の部合計	1,947,637

中間損益計算書

(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

科 目	金 額
経 常 収 益	21,549
資 金 運 用 収 益	15,566
（うち貸出金利息）	(12,530)
（うち有価証券利息配当金）	(2,948)
役 務 取 引 等 収 益	2,487
そ の 他 業 務 収 益	3,262
そ の 他 経 常 収 益	233
経 常 費 用	21,277
資 金 調 達 費 用	1,440
（うち預金利息）	(1,079)
役 務 取 引 等 費 用	1,755
そ の 他 業 務 費 用	4,956
営 業 経 費	12,222
そ の 他 経 常 費 用	902
経 常 利 益	271
特 別 利 益	469
特 別 損 失	108
税 引 前 中 間 純 利 益	632
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△69
法 人 税 等 調 整 額	135
法 人 税 等 合 計	66
中 間 純 利 益	566

中間株主資本等変動計算書
(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	34,167
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	34,167
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	19,167
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	19,167
その他資本剰余金	
当期首残高	10,604
当中間期変動額	
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	10,603
資本剰余金合計	
当期首残高	29,772
当中間期変動額	
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	29,771
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	204
当中間期変動額	
利益準備金の積立	146
当中間期変動額合計	146
当中間期末残高	351
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,236
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
利益準備金の積立	△ 146
中間純利益	566
土地再評価差額金の取崩	38
当中間期変動額合計	△ 276
当中間期末残高	4,960
利益剰余金合計	
当期首残高	5,440
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
利益準備金の積立	-
中間純利益	566
土地再評価差額金の取崩	38
当中間期変動額合計	△ 129
当中間期末残高	5,311

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
当期首残高	△ 2,700
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	0
当中間期変動額合計	0
当中間期末残高	△ 2,700
株主資本合計	
当期首残高	66,680
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
中間純利益	566
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	38
当中間期変動額合計	△ 129
当中間期末残高	66,550
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 1,137
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,503
当中間期変動額合計	△ 1,503
当中間期末残高	△ 2,641
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△ 349
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 80
当中間期変動額合計	△ 80
当中間期末残高	△ 430
土地再評価差額金	
当期首残高	311
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 38
当中間期変動額合計	△ 38
当中間期末残高	272
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,175
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,584
当中間期変動額合計	△ 1,623
当中間期末残高	△ 2,798
新株予約権	
当期首残高	40
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	30
当中間期変動額合計	30
当中間期末残高	70
純資産合計	
当期首残高	65,545
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
中間純利益	566
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,554
当中間期変動額合計	△ 1,722
当中間期末残高	63,822

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

（会計方針の変更）

有形固定資産（平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ATMや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当事業年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。

この変更による中間財務諸表への影響は軽微であります。

（追加情報）

従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用しておりましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。

この変更による中間財務諸表への影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計

士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号平成21年12月18日)に規定する破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

ただし、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,751百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の

残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用）

当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）を適用しております。

これによる影響は、軽微であります。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

（連結納税制度の採用）

当中間会計期間から、当行及び一部の連結子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 4,047百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,974百万円、延滞債権額は32,432百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,825百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,232百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,990百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は1,000百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 31,422百万円
現金 31百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,222百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,287百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は448百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、201,302百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が198,802百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に

応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

11. 有形固定資産の減価償却累計額 15,787百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,355百万円であります。
15. 銀行法施行規則第19条の2第3項(ロ)(10)に規定する単体自己資本比率 11.13%

(損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益106百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額347百万円及び株式等償却227百万円を含んでおります。
3. 当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地・建物	69

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし（出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。）、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,244	4	2	8,246	(注)
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	8,244	4	2	8,246	

(注) 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少2千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	3,215	3,262	47
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	1,140	1,121	△18
合計		4,355	4,384	29

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,047

(注) 子会社・子法人等株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,523	1,639	884
	債券	145,630	142,575	3,054
	国債	46,389	45,356	1,033
	地方債	47,415	45,895	1,520
	社債	51,824	51,323	501
	その他	9,786	9,581	205
	小計	157,941	153,796	4,144
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	6,319	8,115	△1,795
	債券	251,236	252,027	△791
	国債	234,905	235,637	△731
	地方債	—	—	—
	社債	16,330	16,390	△59
	その他	25,039	29,222	△4,183
	小計	282,594	289,365	△6,771
合計		440,536	443,162	△2,626

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,729
その他	554
合計	3,284

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、227百万円（うち株式227百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	12,082百万円
貸倒引当金	11,074
退職給付引当金	3,545
その他有価証券評価差額金	2,743
有価証券償却	1,407
固定資産の減損損失	535
減価償却費	393
賞与引当金	372
繰延ヘッジ損益	292
睡眠預金払戻損失引当金	232
資産除去債務	129
未払事業税	29
のれん償却	24
その他	579
繰延税金資産小計	<u>33,442</u>
評価性引当額	<u>△18,373</u>
繰延税金資産合計	15,069
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,632
その他	△43
繰延税金負債合計	<u>△1,676</u>
繰延税金資産の純額	<u>13,392百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	306円71銭
1株当たり中間純利益金額	3円97銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	2円12銭

中間連結貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	82,048	預 金	1,824,497
コールローン及び買入手形	132,856	借 用 金	8,100
買 入 金 銭 債 権	6,294	外 国 為 替	12
商 品 有 価 証 券	201	社 債	15,000
金 銭 の 信 託	19,831	そ の 他 負 債	14,125
有 価 証 券	448,064	賞 与 引 当 金	933
貸 出 金	1,230,518	退 職 給 付 引 当 金	8,769
外 国 為 替	694	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	574
そ の 他 資 産	7,391	偶 発 損 失 引 当 金	212
有 形 固 定 資 産	13,557	利 息 返 還 損 失 引 当 金	68
無 形 固 定 資 産	2,687	繰 延 税 金 負 債	1
繰 延 税 金 資 産	14,496	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	824
支 払 承 諾 見 返	10,298	支 払 承 諾	10,298
貸 倒 引 当 金	△ 20,856	負 債 の 部 合 計	1,883,419
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	34,167
		資 本 剰 余 金	29,771
		利 益 剰 余 金	6,147
		自 己 株 式	△ 2,700
		株 主 資 本 合 計	67,386
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,641
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 430
		土 地 再 評 価 差 額 金	272
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 2,798
		新 株 予 約 権	70
		少 数 株 主 持 分	6
		純 資 産 の 部 合 計	64,665
資 産 の 部 合 計	1,948,084	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,948,084

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

(1) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		21,844
資 金 運 用 収 益	15,380	
(うち貸出金利息)	(12,643)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,649)	
役 務 取 引 等 収 益	2,920	
そ の 他 業 務 収 益	3,261	
そ の 他 経 常 収 益	282	
経 常 費 用		21,394
資 金 調 達 費 用	1,441	
(うち預金利息)	(1,077)	
役 務 取 引 等 費 用	1,519	
そ の 他 業 務 費 用	4,956	
営 業 経 費	12,501	
そ の 他 経 常 費 用	974	
経 常 利 益		450
特 別 利 益		150
特 別 損 失		108
税金等調整前中間純利益		491
法人税、住民税及び事業税		68
法人税等調整額		15
法人税等合計		84
少数株主損益調整前中間純利益		407
少 数 株 主 利 益		0
中 間 純 利 益		406

(2) 中間連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前中間純利益	407
その他の包括利益	△ 1,584
その他有価証券差額金	△ 1,503
繰延ヘッジ損益	△ 80
中間包括利益	<u>△ 1,177</u>
親会社株主に係る中間包括利益	△ 1,178
少数株主に係る中間包括利益	0

中間連結株主資本等変動計算書
(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	34,167
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	34,167
資本剰余金	
当期首残高	29,772
当中間期変動額	
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	29,771
利益剰余金	
当期首残高	6,437
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
中間純利益	406
土地再評価差額金の取崩	38
当中間期変動額合計	△ 289
当中間期末残高	6,147
自己株式	
当期首残高	△ 2,700
当中間期変動額	
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	0
当中間期変動額合計	0
当中間期末残高	△ 2,700
株主資本合計	
当期首残高	67,676
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
中間純利益	406
自己株式の取得	△0
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	38
当中間期変動額合計	△ 289
当中間期末残高	67,386
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 1,137
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,503
当中間期変動額合計	△ 1,503
当中間期末残高	△ 2,641
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△ 349
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 80
当中間期変動額合計	△ 80
当中間期末残高	△ 430
土地再評価差額金	
当期首残高	311
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 38
当中間期変動額合計	△ 38
当中間期末残高	272
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△ 1,175
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 38
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,584
当中間期変動額合計	△ 1,623
当中間期末残高	△ 2,798

(単位：百万円)

科 目	金 額
新株予約権	
当期首残高	40
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	30
当中間期変動額合計	30
当中間期末残高	70
少数株主持分	
当期首残高	6
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	0
当中間期変動額合計	0
当中間期末残高	6
純資産合計	
当期首残高	66,547
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 734
中間純利益	406
自己株式の取得	△ 0
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,553
当中間期変動額合計	△ 1,881
当中間期末残高	64,665

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

当行の有形固定資産（平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ATMや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当連結会計年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。

この変更による中間連結財務諸表への影響は軽微であります。

(追加情報)

従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用しておりましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。

この変更による中間連結財務諸表への影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号平成21年12月18日）に規定する破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

ただし、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,751百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用)

当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）を適用しております。

これによる影響は、軽微であります。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

(連結納税制度の採用)

当中間連結会計期間から、当行及び一部の連結子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,047百万円、延滞債権額は33,352百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,598百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,998百万円でありま
す。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,990百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	31,422百万円
現金	31百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,222百万円
----	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,287百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は448百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は211,875百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が209,375百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信

保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,794百万円
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,355百万円であります。
14. 銀行法施行規則第19条の3第2項(ロ)(6)に規定する連結自己資本比率 11.23%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益107百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額411百万円及び株式等償却227百万円を含んでおります。
3. 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地・建物	69

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグループの単位とし（出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。）、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグループングをしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結包括利益計算書関係)

前中間連結会計期間におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額は以下のとおりであります。

その他の包括利益	△1,064百万円
その他有価証券評価差額金	△787百万円
繰延ヘッジ損益	△277百万円
中間包括利益	526百万円
親会社株主に係る中間包括利益	423百万円
少数株主に係る中間包括利益	103百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	—	—	150,895	
A種優先株式	40,000	—	—	40,000	
合計	190,895	—	—	190,895	
自己株式					
普通株式	8,244	4	2	8,246	(注)
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	8,244	4	2	8,246	

(注) 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少2千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権		—			70	
合計			—			70	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6月23日 定時株主総会	普通株式	427百万円	3.00円	平成23年3月31日	平成23年6月24日
平成23年 6月23日 定時株主総会	A種優先株式	306百万円	7.66円	平成23年3月31日	平成23年6月24日

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	82,048	82,048	—
(2) コールローン及び買入手形	132,856	132,856	—
(3) 買入金銭債権(※1)	6,293	6,293	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	201	201	—
(5) 金銭の信託	19,831	19,831	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,354	8,382	27
その他有価証券	436,424	436,424	—
(7) 貸出金	1,230,518		
貸倒引当金(※1)	△20,659		
	1,209,858	1,240,901	31,043
資産計	1,895,868	1,926,940	31,071
(1) 預金	1,824,497	1,827,671	3,173
(2) 社債	15,000	14,755	△244
負債計	1,839,497	1,842,427	2,929
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	435	435	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,088)	(1,088)	—
デリバティブ取引計	(653)	(653)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,235百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は1,235百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価

としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定してしております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	2,730
② 組合出資金(※3)	554
合計	3,285

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてございません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行なっております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてございません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	3,215	3,262	47
	小計	3,215	3,262	47
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,999	3,998	△1
	社債	1,140	1,121	△18
	小計	5,139	5,119	△20
合計		8,354	8,382	27

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	2,523	1,639	884
	債券	145,630	142,575	3,054
	国債	46,389	45,356	1,033
	地方債	47,415	45,895	1,520
	社債	51,824	51,323	501
	その他	9,786	9,581	205
	小計	157,941	153,796	4,144
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	6,319	8,115	△1,795
	債券	251,236	252,027	△791
	国債	234,905	235,637	△731
	地方債	—	—	—
	社債	16,330	16,390	△59
	その他	25,039	29,222	△4,183
	小計	282,594	289,365	△6,771
合計		440,536	443,162	△2,626

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、227百万円（うち株式227百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）
該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産総額	312円57銭
1株当たり中間純利益金額	2円85銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	1円52銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 30百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役6 当行執行役員7
株式の種類別のストック・オプションの付与数（株） （注1）	普通株式 479,000
付与日	平成23年7月8日
権利確定条件	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません
権利行使期間	平成23年7月9日から平成48年7月8日まで
権利行使価格（注2）	1円
付与日における公正な評価単価（注2）	142円

（注1）株式数に換算して記載しております。

（注2）1株あたりに換算して記載しております。